

## 市第70号議案 横浜市総合保健医療センター条例の一部改正 について

### 1 趣旨

平成30年4月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）の改正法が施行され、多様化する障害福祉サービスのニーズにきめ細かく対応するための支援の拡充化が打ち出されました。

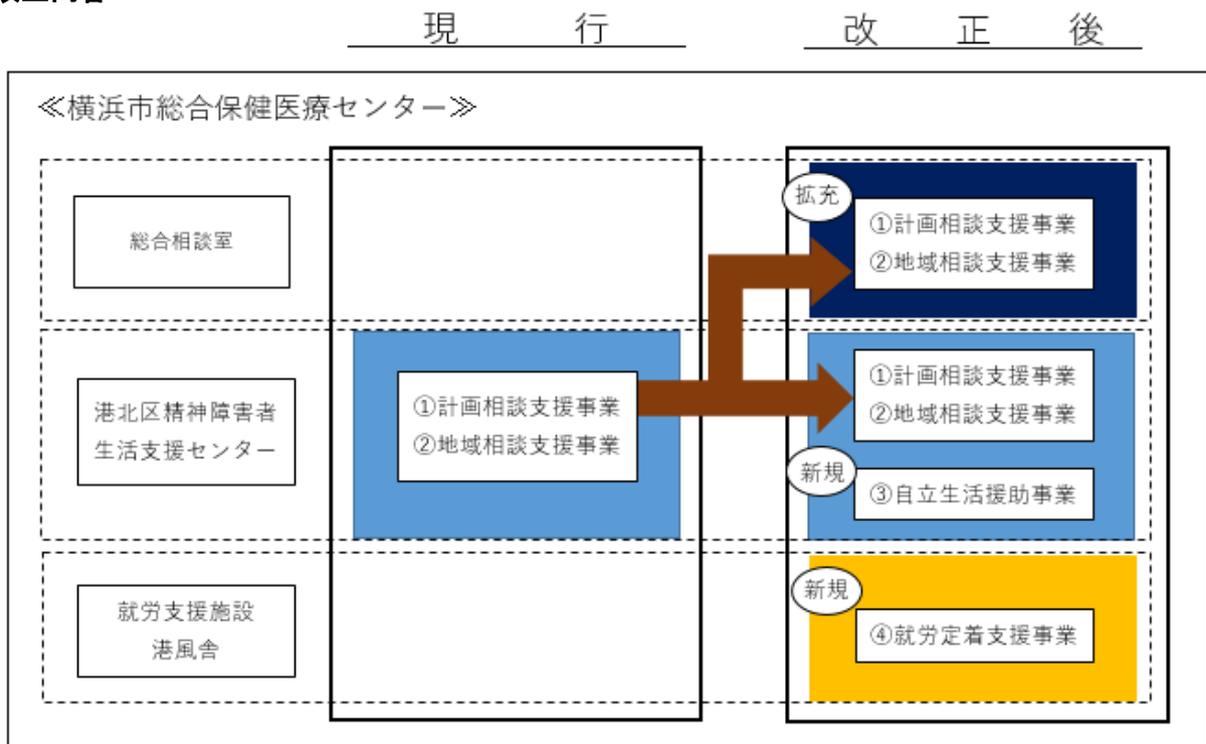
これを受けて、精神障害者等への専門的な支援機関である、横浜市総合保健医療センター（以下、「総合保健センター」）において、精神障害者に対する支援をさらに拡充するため、障害者総合支援法に規定された計画相談支援等の事業を提供できるように規定を改正します。

また、診療所及び精神科デイ・ケア施設の利用料金について、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、消費税及び地方消費税相当分に関する規定についても併せて改正します。

#### 【改正する条例】

横浜市総合保健医療センター条例（平成4年3月横浜市条例第25号）

### 2 改正内容



#### (1) 精神障害者支援事業の拡充

ア 計画相談支援事業及び地域相談支援事業の実施（上図①、②）【拡充】

総合保健センター内の港北区精神障害者生活支援センターで実施している計画相談支援事業及び地域相談支援事業を、総合相談室においても実施します。

イ 自立生活援助事業の実施（上図③）【新規】

障害者総合支援法に規定されている自立生活援助事業を、総合保健センター内の港北区精神障害者生活支援センターにおいて新たに実施します。

#### ウ 就労定着支援事業の実施（上図④）【新規】

障害者総合支援法に規定されている就労定着支援事業を、総合保健センター内の就労支援施設「港風舎」において新たに実施します。

#### (2) 消費増税に伴う利用料金の改定

総合保健センター内の診療所及び精神科デイ・ケア施設の利用料金における規定のただし書中、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されない診療以外の診療を受けるときの利用料金について、「1.08」の表記を「1.1」に改めます。

### 3 施行期日

平成31年1月1日から施行します。

ただし、横浜市総合保健医療センター条例第9条第1号アただし書きの消費税及び地方消費税相当分に関する規定については、同年10月1日から施行します。

### 4 経過措置

当該改正のうち、横浜市総合保健医療センター条例第9条第1号アただし書の消費税及び地方消費税相当分に関する規定の改正は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、従前の例によります。

## 新旧対照表（横浜市総合保健医療センター条例）

現行	改正案
(利用料金)	(利用料金)
<p>第9条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算して得た額の当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>(1) 診療所及び精神科デイ・ケア施設において診療を受ける場合は、次に掲げる額(精神科デイ・ケア施設にあつては、ウに掲げる額を除く。)</p> <p>ア 一般診療(ウに規定する短期入所療養介護等及びエからキまでに規定する診療を除く。以下同じ。)を受けるときは、次に掲げる算定方法又は基準(以下「算定方法等」という。)により算定した額。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に <u>1.08</u> を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>((ア)から(ウ)まで、イからキまで及び第2号省略)</p> <p>(2)の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第8項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)を受ける場合、自立訓練施設において同条第12項に規定する自立訓練(以下「自立訓練」という。)を受ける場合又は就労支援施設において同条第13項に規定する就労移行支援(以下「就労移行支援」という。)を受ける場合は、法第29条第3項第1号の規定により定められた短期入所、自立訓練又は就労移行支援に係る費用の額及び同条第1項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額 <u>並びに精神障害者生活支援施設において、法第5条第18項に規定する地域相談支援を受ける場合は法第51条の14第3項の規定により定められた費用の額、</u></p>	<p>第9条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算して得た額の当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>(1) 診療所及び精神科デイ・ケア施設において診療を受ける場合は、次に掲げる額(精神科デイ・ケア施設にあつては、ウに掲げる額を除く。)</p> <p>ア 一般診療(ウに規定する短期入所療養介護等及びエからキまでに規定する診療を除く。以下同じ。)を受けるときは、次に掲げる算定方法又は基準(以下「算定方法等」という。)により算定した額。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に <u>1.1</u> を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>((ア)から(ウ)まで、イからキまで及び第2号省略)</p> <p>(2)の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第8項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)を受ける場合、自立訓練施設において同条第12項に規定する自立訓練(以下「自立訓練」という。)を受ける場合又は就労支援施設において同条第13項に規定する就労移行支援(以下「就労移行支援」という。)を受ける場合は、法第29条第3項第1号の規定により定められた短期入所、自立訓練又は就労移行支援に係る費用の額及び同条第1項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額 <u>、就労支援施設において法第5条第15項に規定する就労定着支援(以下「就労定着支援」という。)を受ける場合又は精神障害者生活支援施設において同条第16</u></p>

法第5条第18項に規定する計画相談支援を受ける場合は法第51条の17第2項の規定により定められた費用の額

(2)の3 法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定(短期入所、自立訓練又は就労移行支援に係るものに限る。)を受けた者以外の者が短期入所に準ずるサービスを受ける場合、自立訓練施設において自立訓練に準ずるサービスを受ける場合又は就労支援施設において就労移行支援に準ずるサービスを受ける場合は、法第29条第3項第2号の規定により定められた短期入所、自立訓練又は就労移行支援に係る額及び同条第1項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額  
(第3号から第5号までを省略)

項に規定する自立生活援助(以下「自立生活援助」という。)を受ける場合は、法第29条第3項第1号の規定により定められた就労定着支援又は自立生活援助に係る費用の額、法第5条第18項に規定する地域相談支援を受ける場合は法第51条の14第3項の規定により定められた費用の額、法第5条第18項に規定する計画相談支援を受ける場合は法第51条の17第2項の規定により定められた費用の額

(2)の3 法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定(短期入所、自立訓練、就労移行支援又は、就労定着支援に係るものに限る。)を受けた者以外の者が短期入所に準ずるサービスを受ける場合、自立訓練施設において自立訓練に準ずるサービスを受ける場合又は就労支援施設において就労移行支援に準ずるサービスを受ける場合は、法第29条第3項第2号の規定により定められた短期入所、自立訓練又は就労移行支援に係る額及び同条第1項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額、就労支援施設において就労定着支援に準ずるサービスを受ける場合は、同条第3項第2号の規定により定められた就労定着支援に係る額

(第3号から第5号までを省略)